



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 **ゲンゼ株式会社**  
代 表 者 名 代表取締役社長 廣地 厚  
(コード：3002、東証第1部)  
本 社 所 在 地 大阪市北区梅田2丁目5番25号  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション課 小倉 誠  
(TEL. 06-6348-1314)

### **当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）の廃止について**

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 121 期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）で、「当社株式の大量買付行為に対する対処方針（買収防衛策）」（以下、「本方針」といいます。）を更新せず、これを廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社は、企業価値の維持・向上を目的として、また株主の皆様が自ら適切な判断を行うのに十分な時間・情報を確保するために、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 110 期定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって本方針を導入し、以降、この内容を一部改定しながら更新してまいりました。現在の本方針は、平成 26 年 6 月 25 日開催の第 118 期定時株主総会決議により更新されたものであり、その有効期限は本総会の終結時となっております。

本方針導入以降、金融商品取引法による大量買付行為に関する整備が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本方針の導入目的も一定程度担保されるようになり、また当社を取り巻く経営環境や機関投資家の考え方等も大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、本方針が及ぼしうる影響等を慎重に検討した結果、当社取締役会は、本総会終結の時をもって本方針を継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本方針の有無に関らず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。

また、本方針の廃止後も、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上